

# 医療・介護・保育ワーキング・グループの運営方針について

## 1. ワーキング・グループの開催

来年6月までの期間をひとつのサイクルとして、医療、介護、保育等の分野に関する規制改革の審議を行う。

開催頻度は月2回を基本とし、計画的かつ弾力的に開催する。

## 2. 審議項目と審議方法

### (1) 新たな改革項目

経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項のうち、医療、介護、保育等の分野の規制改革に取り組むこととする。

### (2) これまでに取り組んだ改革の進捗の確認

規制改革実施計画に盛り込まれている規制改革項目のうち、医療、介護、保育等の分野における重要な項目についてフォローアップを行う。

具体的には、その改革項目について、閣議決定の趣旨が損なわれることなく実施されているか等について確認を行う。

(主なフォローアップ項目(案)は別紙のとおり)

## 3. 答申等

来年6月の答申の取りまとめに向けて、個別の審議項目ごとに論点整理を行う。また、必要に応じて意見を取りまとめる。

以上

## 医療・介護・保育分野の主なフォローアップ項目（案）

- ・ 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保 ※重点的フォローアップ事項
- ・ 患者申出療養制度
- ・ 医薬分業推進の下での規制の見直し
- ・ 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立
- ・ 新医薬品の14日間処方日数制限の見直し
- ・ 在宅での看取りにおける規制の見直し

なお、上記以外の規制改革項目についても、事務局においてフォローアップを行い、必要に応じてワーキング・グループにて議論を行うこととする。

以上